



Ritsmeikan University School of Law

FD Newsletter

通巻第1号（2006年第1号）

発行日

立命館大学法科大学院のFD活動

FD委員会委員長 松本克美

はじめに FDニュースレターの発刊にあたり

立命館大学法科大学院FD委員会では、私どもの日頃のFD活動（Faculty Development=教育改善）の内容・成果を広く内外に広報・発信するため、FDニュースレターを発刊することに致しました。今後、年に数回、この立命館大学法科大学院HPに掲載いたします。私どものFD活動につきまして、御意見・御質問等ございましたら、法科大学院HP掲載の事務室メールアドレスまでお願いいたします。今後のFD活動の充実・発展に活用させていただきます。

FD委員会の設置と目的

法科大学院では、プロセスとしての法曹養成教育を担う専門職大学院として、教育の質の絶えざる改善、厳格な成績評価が求められています。そこで、立命館大学法科大学院では、教務に関する事項を審議、提案する委員会である教務委員会とは別に、教育内容の具体的改善に関わる事項を審議し、提案し、その実現の促進を進めるための諸活動を行うためのFD委員会を設置しています。FD委員会委員は、各専門分野や理論と実務の架橋を考慮して、研究科長が指名します。具体的な活動として、FD委員会では、授業内容の改善について議論し、意見交換を行うFDフォーラムを開催し、年数回FD活動を広報するためのFD委員会ニュースレターをHP上に公表するとともに、年1回発行のFD活動の報告書等の作成を行います。

2006年度前期の活動

今期は、次のような活動を行いました。

（1）FD委員会の開催

FD委員会は、前期に7回開催し、FD課題について議論し、後述のアンケート、授業参観、FDフォーラム、FDニュースレターの発行などの諸課題の実現に向けて方針を具体化し、また、それらの実施後の意義と課題を分析しました。

第1回（4月3日）、第2回（4月18日）、第3回（5月9日）、第4回（6月6日）、第5回（6月20日）、第6回（7月4日）、第7回（7月18日）

（2）教学改善アンケートの実施

① 第1回アンケート（5月15日～27日）
各科目・クラスで、具体的な教学改善課題を確認し、その改善をはかるために、学生に対して前期第1回目の教学改善アンケートを実施しました。アンケートのコピーは直ちに担当教員に送付され、担当教員が検討のうえ、それに対するコメントを統一フォーマットに記入し、インターネットを利用した教育ツールであるLET（Law School Education Tool）に掲載し、学生が閲覧できるようにしました。

またこのコメントは、FD委員会で配布され、各科目的改善課題等を確認するとともに、教授会でも配布され、意見交換が行われました。アンケート結果については、教授会での議論をふまえ、教務委員会でも議論され、教務委員会委員長名でアンケートの概要紹介と分析結果がLET上で学生向けに公表されました。

② 第2回アンケート（7月17日～27日）

第1回アンケートで浮かび上がった教学改善課題について、その後、どの程度改善が図られたかのを確認するための第2回目アンケートを実施しています。その分析結果の概要是、9月以降にLET上で学生向けに公表する予定です。

授業参観（6月5日～17日）

これまで授業参観は個別的に適宜実施されてきましたが、今回初めて組織的なFD活動の一環として位置づけて、原則全員参加のもとに、授業参観期間を設定して実施しました。今回の目標は、第一に、他の教員の授業実践の見学を通して、自己の教育方法・内容の授業改善の参考にする、第二に、第三者の目で当該教員の授業実践を客観的に観察し、改善課題や他の教員の参考に資すべき積極面を検証することにすえました。授業参観率は専任教員で8割、授業被参観率は約7割弱でした。最初の実施としては、まずまずの参加率であったと評価できます。授業参観者は統一フォーマットのもとに参観報告書を提

出し、積極的に評価すべき点、改善点などについて報告を記入しました。その後、この報告書は授業を参観された教員に送付されるとともに、FD委員会での分析、教授会での配布を経て、FDフォーラムでも意見交換を行いました。

FDフォーラム（5）FD委員会ミニニュース

「FDフォーラム」

前期は、3回のFDフォーラムと1回の特別FDフォーラムを行いました。その内容は、別項に譲ります。

「FD委員会ミニニュース」

開催したFDフォーラムの内容を、適宜、FD委員会ミニニュースという形式で立命館大学法科大学院のHP上で公開しました。

関連企画

教務委員会が主管する課題であるが、FD活動にも関連する次の企画を付記しておきます。

① 個別面談（5月29日～6月3日）

なお、全学年・全クラスで担任による個人面談が行われ、個々の学生のかかえる学習上、生活上の問題点や要望などについての聴取、意見交換が行われました。その概要については教務委員会、FD委員会、教授会に報告され、教学改善の取り組みの参考にされました。

② クラス懇談会（L1・5月16日、L2S1・6月9日、L3S2・6月6日）

各学年のクラス担任、執行部、FD委員会委員長を中心とした教員と、各学年の学生により、授業について意見交換を行う懇談会をもちました。そこで出された意見は、教務委員会、FD委員会、教授会に報告され、今後の授業改善やカリキュラム改革に反映されます。

FDフォーラム開催概要

法科大学院は、プロセスとしての法曹養成教育を担う専門職大学院として、個々の授業における教育の質、厳格な成績評価が特に重要となります。立命館大学法科大学院では、授業の内容や方法の絶えざる改善を考える場として、2004年の法科大学院開設以来、これまで随時FDフォーラムを開催し、授業運営や成績評価のあり方などについてテーマを設定し、法科大学院における各科目の担当者から各自の教育実践を報告し、意見交換や相互検討をおこなってきました。ここでは2006年度にこれまで開催したFDフォーラムの開催の概要を紹介します。なお、これまでの全ての開催記録は本号の末尾に一覧表として掲載しております。

2006年度・第1回FDフォーラム

■ 5月16日（火）17：45～19：30

■ 於：西園寺記念館103教室

□ 出席者・法科大学院専任教員20名

テーマ1

基礎法学・隣接科目の教育内容・方法・成績評価

(1) 「法の歴史」 大平祐一・法科大学院兼担・法学部教授 「ジェンダーと法」 岡野八代・法科大学院兼担・法学部 助教授

テーマ2 LET上の法学検定試験問題ツールの活用
指宿信・法科大学院教授

テーマ1は、これまでまだ取り上げられていないかった基礎法学・隣接科目分野の授業実践について、「法の歴史」と「ジェンダーと法」を取り上げ、それぞれの科目的狙い、法曹養成教育との関連での意義づけ、具体的な教育内容と方法、成績評価のあり方などについて、担当者から報告いただいた。特に、今回は双方向的・多方向的な授業のあり方、学生の発言の成績評

価への反映の仕方などをめぐり、熱心な質疑と討論が行われました。

テーマ2は、本年4月より立命館大学法科大学院のITを利用した教育ツール・LET (Law School Education Tool) に導入した法学検定試験問題の自習ツールをどのように教育に活用するかを取り上げました。はじめに指宿教授から、法学検定試験のLET上での教員の設定の仕方、その具体的な機能が紹介され、また、授業での利用例などが報告されました。引き続いて、各科目における問題の質や種類が法科大学院教育に適合しているか、その利用の可能性や教育効果などをめぐり活発な議論が行われました。

2006年度・第2回FDフォーラム

■ 6月13日（火）17：30～19：30

■ 於：西園寺記念館103教室

□ 出席者・法科大学院専任教員20名

テーマ「法科大学院における成績評価の基準と方法－法律基本科目の場合－」

報告：和田真一教授 「総論に代えて」

北村和生教授、大久保史郎教授 「公法」

大河純夫教授、花立文子教授 「民事法」

生田勝義教授、松宮孝明教授 「刑事法」

司会：酒井一教授

開設以来既に2年度にわたり、法科大学院に求められている厳格な成績評価を行ってきましたが、その経験

の上に立って、さらに客観的な成績評価のあり方を追究するために、表記のテーマでフォーラムを開催しました。今回は、総論報告で、配当セメスターによる授業形態（講義か演習か）による科目の到達目標、評価の対象として何を選択し、それをいかに評価するのか等の検討課題を提起した後、公法、民事法、刑事法の各分野から、それぞれ講義科目と演習科目の成績評価の現状と課題が、実際に使用された試験問題と採点基準、複数担当者間での成績評価の具体的な方法などを交え報告されました。

討論は、成績評価については絶対的評価を厳正に行うべきであるという点では概ね一致しつつ、未修者の講義科目、未修2年目、既修1年目の演習科目の到達目標と水準を具体的にどのように設定し、具体的な評価の基準と方法を定めていくのか、平常点評価や論文試験の採点方法など多岐にわたって各教員の工夫や悩みなど、具体的な中身に立ち入った討議を行いました。

成績評価の方法や基準について、このようなフォーラムの場で、分野や科目担当者の枠を越えて忌憚のない意見交換を行うことは非常に有意義であると思われます。最後に、今後も継続的に検討を深め、より客観性の高い成績評価を

目指していくことを確認して、第2回フォーラムを終了しました。

2006年度 特別フォーラム

6月27日（火）午後6時から7時40分

□ 参加者・専任教員20名

特別テーマ「アメリカのロースクールの教育方法」 デヴィット・チャブキン氏（法科大学院客員教授・アメリカン大学ロースクール教授）

司会：指宿信教授

コーディネート・通訳：市川正人教授

今回のFDフォーラムでは、今年5月から8月まで、立命館大学法科大学院の英米法科目の担当教員として、アメリカン大学ロースクール

(WCL=Washington College of Law) から招聘しているデヴィット・チャブキン教授を講師として、アメリカのロースクールの教育方法、FD活動などについての特別報告をしていただいた。

チャブキン教授は、WCLで民事実務リーガル・クリニック (Civil Practice Clinic) の担当教授として、年間90名の学生を指導し、また、Health Law科目を担当している。臨床法医学教育に造詣が深く、アメリカロースクール協会 (AALS) でも、Clinical Legal Education部門の委員会の執行役員を歴任されている。

今回の報告のポイントは従来、アメリカのロースクール教育でスローガン的に呼ばれてきた“Think like a lawyer”（法律家のように考える）ことを目標とする教育が、今では批判の対象となっていること、むしろ重要なことは、法律家のように考えることではなく、いかにして法律家たるか (to be a lawyer) であり、そのためには、過去の判例についての知識の詰め込みではなく、実際の紛争や契約書などに触れて自分で必要な法情報を集め、法知識を吸収し、応用することであるという点にあった。この中で、従来のソクラティス・メソッドが多人数に双方向的な講義を行うことに成果をあげたが、それだけでは足りないとして、臨床法教育の重要性などが指摘された。

また、チャブキン氏が所属するWCLでは、毎週1回ランチを兼ねたFDミーティングが行われ、専任教員と外からの講師を半分ずつ招いて、教育内容や方法について熱心な議論が行われているとのことであった。

我々も非常に刺激を受けた今回の特別FDフォーラムであった。

第3回 FD フォーラム

テーマ：「授業参観について」
 コーディネーター・報告・松本克美 (FD委員会委員長) / 司会・田中恒好 7月11日 (火) 午後6時半～7時 参加者20名

立命館大学法科大学院では、今回初めてFD活動の一環として組織的な位置づけをして、原則全員参加のもとに、6月5日 (月) ~17日 (土) を授業参観週間に設定、実施しました。

今回のFDフォーラムでは、この授業参観について、全体的な実施状況、授業参観教員から提出された報告書の概要及び成果と今後の課題について、FD委員会委員長松本の方から報告を行い、ついで田中教授の司会のもとで、意見交換がなされました。

まず、今回の授業参観の目的が、教授会で議論されたように、第一に、他の教員の授業実践の見学を通して、自己の教育方法・内容の授業改善の参考にすること、第二に、第三者の目で当該教員の授業実践を客観的に観察し、改善課題や他の教員の参考に資すべき積極面を検証することに置かれたことを確認しました。

次に、今回の実施状況は、授業参観率は専任教員で8割、授業被参観率は約7割弱で、最初の実施としては、まずはますの参加率であったことが報告されました。教育内容の改善につなげるということで、兼担・兼任の先生方も参加していただきました。

(参考) 開催記録

年度	日時 テーマ	報告者 参加人数
2004	第1回 2004年度12月14日 (火) 「法律基本科目・講義 科目の教育内容・方法・成績 評価」	L 1 (民法IV・松本) S 1 (行政救済法・北村) 参加27名 (法学部4、政策科学部1、法科大学院21、大学教育開発・支援センター1)
	第2回 2005年1月25日 (火) 「法律基本科目・演習科目の 教育内容・方法・成績評価」	憲法演習 (大久保史郎教授) 民事訴訟法演習 (酒井一教授) 刑法演習 (上田寛教授)
	第3回 2005年3月7日 (月) 「実務基礎科目の教育内容・ 方法・成績評価」	法曹倫理 (岡本正治教授・弁護士) LR&W (山名隆男教授・弁護士) 要件事実と事実認定 (黒野功久教授・裁判官)

授業参観報告書の内容紹介およびその後の参加者による意見交換では、同一科目・複数クラスの担当者同士の参観では、同一の教材を使っても、具体的な授業進行には、各担当者の工夫が見られるので、その点が参考になった、またクラスにより、学生の熱意、主体性に差が見られたなどの意見が寄せられました。

専門性と直接かかわらない他の授業の参観においても、双方向的な授業の実践の仕方 (講義的な部分と双方向的な部分の比率、どの程度、またどのように学生に質問していくのか、その前提となる教材や予習のさせ方等) や、ヴィジュアルな教育手法の導入の功罪 (パワーポイントによる理解のさせやすさ、字の見にくさ、テーマにかかるドキュメントビデオの鑑賞等) について、良い経験交流ができたとの意見が多く寄せられました。

また6月に実施した教学改善アンケートでの学生による評価との関係で、それなりに不満の要因が認識できるもの (学生の発表への応答が不十分、一方的な講義で学生への問い合わせがないまま終わっている、逆に双方向的に進行させようとするあまり、学生が解答に詰まると授業の流れがとまってしまう等) もあつた反面、学生が不満を抱いている授業を実際に参観してみると、学生の側にも問題があるのではないかと思われるものもあつた (予習が不十分で、正しい解答を言えない学生が多いなど) などの意見も出されました。

2005 続き	第1回 2005年6月7日（火） 「実務総合演習科目の教育内容・方法・成績評価」	公法実務総合演習（大久保教授、山名教授・弁護士） 民事法実務総合演習（二宮教授、佐上教授、葛井教授） 刑事法実務総合演習（上田教授、森下教授・弁護士） 参加 24名（法学部1、法科大学院23）
	第2回 2005年10月11日（火） 「実習科目の教育内容・方法・成績評価」	リーガルクリニックⅠ（佐上教授） リーガルクリニックⅡ（二宮教授） エクステーンシップ（岡本教授・弁護士） ★参加
	第3回 2005年10月25日（火） 「実務総合演習科目の教育内容・方法・成績評価」	公法実務総合演習（北村教授） 民事法実務総合演習（和田教授） 刑事法実務総合演習（松宮教授、森下教授・弁護士）
	第4回 2005年11月29日（火） 「先端・展開科目の教育内容・方法・成績評価」	労働法（吉田教授） 倒産法（酒井教授） 知的財産法（宮脇助教授）
	第5回 2006年2月21日（火） 「先端・展開科目の教育内容・方法・成績評価」 特別テーマ「研究・教育におけるライブラリアンの役割と現状」	国際法（松井教授） 環境法（安本教授） 特別テーマ 門昇氏（大阪大学法学部講師） 参加 25名（法科大学院15、大学教育開発支援センター2、本学ライブラリアン派遣会社関連7、龍谷大学1）
	第6回 2006年3月7日（火） 「先端・展開科目の教育内容・方法・成績評価」	国際私法（渡辺教授） 税法（三木教授、山名教授・弁護士） 経済法（宮井教授） 参加 17名（法科大学院17）
2006	第1回 2006年5月16日（火） ①「LET上の法学検定の利用」 ②「基礎法学・隣接科目の教育内容・方法・成績評価（1）」	①指宿教授 ②ジェンダーと法（岡野助教授） 法の歴史（大平教授） ★参加
	第2回 2006年6月13日（火） 「法科大学院における成績評価の基準と方法～法律基本科目の場合～」	民事法（和田教授、大河教授、花立教授） 公法（北村教授、大久保教授） 刑事法（生田教授、松宮教授） 参加22名（法科大学院22）
	特別 2006年6月27日（火） 特別テーマ「アメリカのロースクールにおける教育方法」	Prof. David Chavkin 参加15名（法学部2、法科大学院13）
	第3回 2006年7月11日（火） 「授業参観について」	コーディネーター・報告 松本克美（FD委員会委員長）

2006年度前期教学改善アンケートの実施

例年行っている教学改善のため学生による受講授業に関するアンケート調査が5月下旬のに開講されている全ての授業について行われました。アンケート結果は全て集計され、自由記載欄に記載された意見も全てそのまま電子データ化されました。全ての科目についてアンケート結果の分析が教務委員会で行われ、教授会において報告され、検討されました。検討の結果について、教務委員会において再度協議し、教務委員長による総括が公表されました。なお、学生に向けては、アンケート回収後直ちに、LET上に各科目的担当教員からのアンケート結果に対するコメント及び改善に向けてとられた対応措置が公表されています。以下に掲げるのは、教務委員長によるアンケート結果についての総括です。

2006年度前期教学改善アンケートの実施の結果について

I 全体状況

アンケートの実施時期は、昨年度とほぼ同じ時期、5.15（月）からの週を原則とした。各科目のアンケート結果は担当者に複数を手渡しており、担当者からのアンケート結果に対するコメントは、すでにLETにも掲示している。

例年、法科大学院の教学改善アンケートの特徴は、全科目をのべて総合すると非常によく理解できる13.2%、だいたい理解できる72.3%、教員の説明が非常に分かりやすい26.9%、分かりやすい60.4%、非常に満足22.4%、満足59.2%ときわめて高い数字を示すことである。これは院生、担当者とも総じて積極的に授業に取り組まれていることによる数字と受け止めたい。

以下では、数字上および自由記述から読み取れる限りで、特に優れているまたは改善の余地があると考えられる点を中心に指摘した。問題点の解決のためには、その原因が例えば個別の教員の授業方法にあるのか、科目の内容の問題なのか、時間割にさらに工夫がいるのか、あるいは科目の目標などに認識の一貫性がないためなのか等、数字の背景に立ち入った分析が必要である。今年度も授業懇談会を実施し、全員対象の個人面談で状況把握の補足を行い、授業方法の改善についてはFDフォーラム（教員同士の授業改善ための研究会）を前期で既に2回行った（前期中にあと2回実施予定）。さらに、今年度からあらたに、教員同士による授業参観制度を導入した。参観した者の意見については、授業改善アンケートと同様FD委員会、教務委員会で分析検討するほか、科目担当者にも送付して直接改善に役立ててもらうようにしている。また、セミナー末に第2回アンケートもの実施を予定している。

この教学改善アンケートに現れた院生の側から見た難易度、理解度や満足度等は高い評価であっても、その科目、クラスに要求される客観的到達水準が適切に維持されていなければ意味のないことになろう。その点も踏まえ、科目の到達目標をより明確にしながら、さまざまな手段で院生の学習実態を明らかにし、それに即した改善の手立てを、当然のことではあるが講じたい。

なお、同一科目複数開講クラスにおけるクラス間に数字の差が出ている科目がある。これらについては特に早急に原因を把握し、改善に努めることにしたい。

II 科目別状況

1 法律基本科目

L1科目

憲法は、理解度、説明のわかりやすさ、満足度が100%である。

民法Iは非常に難しい、難しいをあわせて94.1%、これに相関するように大体理解できるが43.1%、あまり理解できないが47.1%であった。説明が非常にわかりやすい、分かりやすいとする者は40%である。満足度も、非常に満足、満足をあわせて42.3%の一方、やや不満43.1%、全く不満が13.7%あった。民法IIは、非常に理解できる、大体理解できる96%、説明が非常に分かりやすい、分かりやすい100%、難しい、あまり理解できないとした若干名がやや不満10%につながるかと思われる。

刑法Ⅰは非常に難しい、難しいが70.2%にも関わらず、説明が非常に分かりやすい、分かりやすいが72.4%、その結果よく理解できる、理解できるが78.7%に達している。刑法Ⅱは、非常に分かりやすい、分かりやすいあわせて95.8%、非常に難しい、難しいが39.6%あるが、大体理解できる以上が93.8%である。

民法Ⅰは本年度も独自教材が使用されたり（教材が役立ったとしている者は昨年度より多い76.5%）、また民法Ⅱと授業内容の調整を行う等したが、なお難しく、分かりづらい科目となっている。民法Ⅰは科目内容がかなり多いという難題を抱えている。担当者によるフォローアップも行われているが、クラス全体に効果を及ぼすには限界があると思われる。初学者の民法分野への導入科目として授業方法の改善を図ると共に、2007年度カリキュラム改革のなかで解決を図る。

（2）L2・S1科目

講義科目

行政法は、クラス、担当者による差はあるが、難しいとする者は40-50%に達するものの、説明の分かりやすさは80.5-93.6%に達し、その結果理解度も81.0-93.2%の高い評価を得ている。

刑事訴訟法Ⅱは、非常によく理解できる、理解できるがAクラスは60%、B Cクラスは97%、95%に達する。説明の分かりやすさが、Aクラスはとても分かりにくい、分かりにくいが48%あるのに対して、B Cクラスは6.8%、2.2%にとどまっている。また、刑事訴訟法ⅡのB Cクラスは今回のアンケートでLETの活用率が最高であった。LETを使ったレジュメの1週間前配布、指定判例のLEX/DBへのリンク、法学検定問題の活用などが実践されている結果である。

民事訴訟法Ⅱは、理解度は3クラスとも80%前後が大体理解できる以上であり、教員の説明も70%以上がわかりやすいとしている。にもかかわらず、Bクラスはで全く不満とするものが15.9%あり、やや目立っている。原因の究明が必要である。

演習科目

民法演習は21クラスと22クラスが、非常に難しい、難しいをあわせて44.4%、53.8%あるにもかかわらず、教員の説明が非常に分かりやすい結果（両クラスとも分かりやすい以上が100%）、満足以上が93.6%、84.2%と、他クラスより高い数値となっている。民法演習全クラスは同一教材使用であるが、授業運営については各担当者にゆだねており、21、22クラスから学ぶべきところが多いということであろう。全く不満とする者が、24クラス17.9%、25クラス10.3%あり（やや不満も入れるとそれぞれ42.9%、58.6%と高率）、早急な改善課題である。

商法演習はクラス共通の特徴として、難易度が21クラス64%、22クラス76%から25クラスの98%まで、難しいとする者が多く、予習課題も多いとする者が、21クラスの75%から25クラスの98%に上っている。教員の説明の分かりやすさは、21クラス、24クラスは96.5%、82.5%に達するが、25クラスは68%で、難易度や理解度と相関しているようである。25クラスでは全く不満が16.7%あり、改善課題である。全体には内容の水準や予習課題量についてさらに検討する必要があるのではないかと考える。

2 実務基礎科目

L R & W

難易度について11,12クラスが54%、22,23クラスは79%、73%が適度としているが、21クラスは同じ担当教員でも適度54%、24クラスは難しいとするものが78%で、適度は21%にとどまる。理解度も24クラスは大体理解できる58%、あまり理解できない42%で、他クラスは非常に理解できる、大体理解できる100%の2クラスを含む86%以上の高い数字であり、24クラスと明確な違いがある。24クラスについて対応が必要である。

法曹倫理

前年度に引き続きA B両クラスとも説明の分かりやすさ、理解度、満足度とも高い水準にある。予習課題が多いとする者と適度とする者がAクラス45%、40%、Bクラス63%、37%であるのがやや目立つ。

要件事実と事実認定

理解度は3クラスとも高い数字を示しているが、教員の説明の分かりやすさでは、Aクラスの55.5%が分かりやすい、44.4%が分かりにくいとしているのに対し、B Cクラスでは100%が分かりやすいとしている。この点が、満足度の差（Aクラスの満足48.8%、B Cクラスでは90%以上が満足）になっていると見られる。なお、Aクラスの数字はパワーポイントをめぐるトラブルが一つの要因であった。この点は、アンケート後、担当者により改善が図られている。

(4) 実務総合演習

① 公法実務総合演習

リレー講義であるため、クラスによってアンケート時点までの授業内容が異なる。昨年度は説明の分かりやすさ、理解度とも31, 32クラスで高く、34, 35クラスで低い傾向であった。この傾向は本年度も変わらず、31クラスは100%の者が分かりやすく理解できるとするが、34クラスでは66.7%にとどまる。自由記述でも34クラスから「得るものがない」「ポイントが分からぬ」等の厳しい評価が目立った。また、実務家教員と研究者教員の役割分担が不明といった指摘は全クラスからある。

② 民事法実務総合演習

公法と同様のリレー講義である。結果を見ると、クラスによって数字が異なるほか、同じクラスでも理解度や満足度が高い評価から低い評価まで、比較的分散する傾向にある。L3S2科目であり、民事法実務総合演習は民事法と実務科目的総仕上げである総合演習の中では実務的要素がもっとも強く、それがこの分散傾向の原因かもしれない。昨年度は前期最初のアンケートにおいて満足度が全体的に低かったため、今年度は1テーマを3回から2回に減らし、余裕の出来た授業回数4回を使って論述試験と講評を2回通り行う等の変更をした（なお通常の授業でも1テーマはこれに近い答案作成形式の授業形態を取っている）。各クラスのアンケート時点での終了テーマは31クラス不動産取引、担保、32クラス担保、損害賠償、33クラス損害賠償、家族法、34クラス家族法、商法、35クラス商法、不動産取引である。各クラスの満足度、満足以上（05年度→06年度）は、31クラス（30%→45.8%）、32クラス（44.5%→70.4%）、33クラス（80.9%→87.5%）、34クラス（42.1%→72.0%）、35クラス（54.5%→70.4%）であり、全体的には改善された。しかし、教員の説明がとても分かりにくいとするものが31クラスで12.0%、満足度で全く不満とするもの31クラス16.7%、33クラス12.5%ある。

③ 刑事法実務総合演習

理解度は32クラスの92.6%から35クラスの75%まで差があるが、概ね高い数字である。あまり理解できないとする者が31クラスでは7.4%、35クラスでは25%になる。満足度もやや不満、全く不満が31クラスから順に、7.4%、22.7%、9.6%、20.8%、17.8%である。この違いは説明の分かりやすさと相關しているように見えるが、分かりやすいとしている者の水準がかなり高いため、理解度、満足度の差を生み出すほどのものかどうか判然としない。

(5) 法曹英語

今年度はAクラスは受講者過少のためアンケートは実施していない。Bクラスは理解度、満足度ともに100%である。

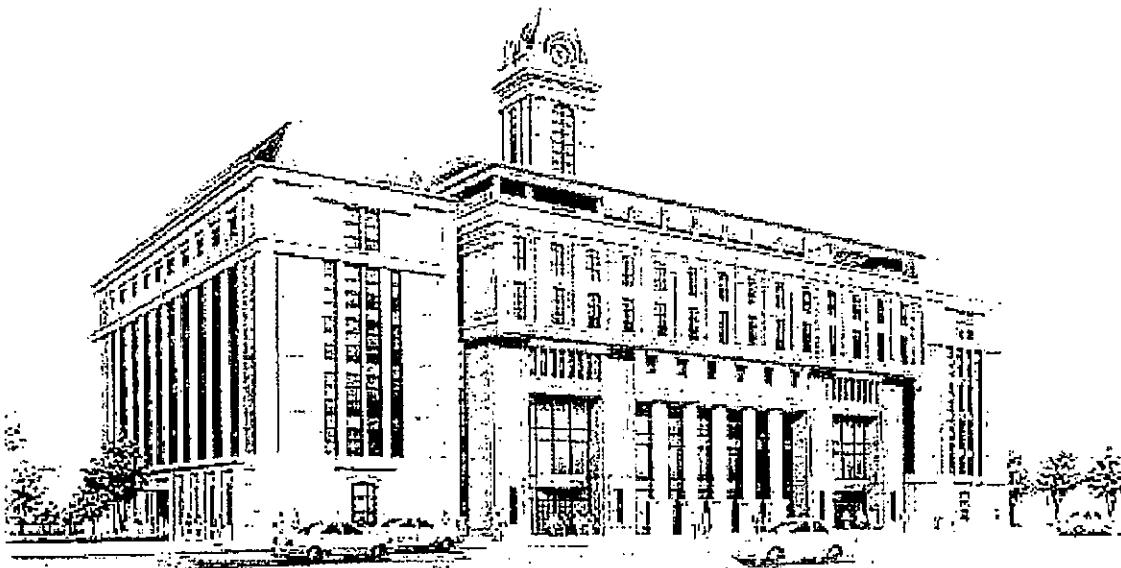
3基礎法学・隣接科目

総じて、高い理解度、満足度が示されている。現代法理論の難易度は77.7%が難しいとしている。理解度はだいたい55.6%、あまり理解できない38.9%、全く理解できない5.6%。紛争解決と法の難易度は非常に難しい14.3%、難しい14.3%であるが説明の分かりやすいが100%であり、理解度は100%である。遠隔授業である法務特殊講義（子どもと人権）は、説明の分かりやすさ、理解度、満足度ともに90%を上回る評価を得ている。研究者教員と実務家教員の共同担当であるジェンダーと法は、40.5%が難しいとするが、80%が教員の説明が分かりやすく、78.6%が満足以上の評価である。昨年度より難しいと回答する者は半減した。法と歴史は前年度同様、100%が説明が分かりやすく理解できるとしており、89.8%が満足としている。

4先端展開科目

理解度、満足度ともに総じて高い。独占禁止法で67%が難しいとしているが、説明が非常に分かりやすい28.6%、分かりやすい71.4%で、理解度では86%が理解できるとしている。独占禁止法は1科目2単位しかなく、自由記述ではスピードが速すぎるといった意見も見られた。この点のより抜本的な改善は、2007年度カリキュラム改革で実施予定である。知的財産法は昨年度のI、II並行履修からクウォーター制に切り替えた。説明が分かりやすいとする。者は昨年度の56.5%に対して76.9%に、理解しているは69.5%から96.2%に向上了している。しかし満足度はやや不満26.9%、全く不満11.5%である。自由記述では、テキストやホワイトボードの用い方などに対する意見が出ており、この点が改善課題の一つではないかと思われる。ヨーロッパ法については、授業に英文資料を用いることは講義概要にも明示されているが、自由記述で、レポートの回数が多く、英語による講演に対するレポートは負担が大きいというものが目立った。

以上



〒603-8577
京都市北区等持院北町56-1
立命館大学大学院法務研究科

電話 075(466)3076
FAX 075(466)3080
Email: rits-ls@st.ritsumei.ac.jp

ホームページもご覧下さい。

<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/gr/hoka/index.htm>